

従業員の定着を図る共済

# 従業員退職金 共済制度

新企業年金保険

優秀な人材の確保と定着の切り札












# 過去勤務期間通算の内容

(新規加入事業所の取扱い)

## 採用すると…

- 被共済者（加入従業員）の過去勤務期間を通算することにより、退職時にはまとまった金額が支払われ、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- この取扱いによる掛金（以下「過去勤務掛金」といいます。）は、全額損金または必要経費に算入できます。

## 取扱い内容

### 1 過去勤務通算期間の設定

入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定し、10年を限度とします。（年未満の端数月は切捨て）

### 2 過去勤務通算口数

過去勤務通算口数は従業員退職金共済制度契約（以下「共済契約」といいます。）お申込みの際の口数の範囲内で22口（22,000円）を限度とします。

### 3 過去勤務期間通算の申込み

- 過去勤務期間を通算は、被共済者全員について申込みが必要です。一部の被共済者のみ過去勤務期間を通算することはできません。
- 共済契約のお申込みと同時に、所定の加入申込書によりお申込みください。
- 過去勤務期間通算のお申込みは1事業所について1回限りです。
- 過去勤務通算口数を途中で変更することや廃止することはできません。

### 4 過去勤務掛金および払込期間

過去勤務掛金は被共済者の通算期間、通算口数および払込期間により計算されます。払込期間は過去勤務通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が6年以上の場合の払込期間は5年とします。

(一口につき)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
掛金	1,010円	1,010円	1,020円	1,020円	1,030円	1,240円	1,450円	1,660円	1,880円	2,090円

### 5 効力発生日

過去勤務期間通算のお申込みの効力発生日は基本掛金のお申込みの効力発生日と同様です。

### 6 掛金の払込方法

基本掛金と同様に預金口座より毎月22日に自動振替します。

### 7 給付金額の計算方法

給付金額の計算方法はつぎのとおりです。

#### ①過去勤務掛金の払込完了後に退職されたとき

退職一時金 = 基本掛金の払込期間と過去勤務通算期間を加算した期間および通算口数に応じて計算された基本退職一時金額 + **加算給付額**

#### ②過去勤務掛金の払込完了前に退職されたとき

退職一時金 = 基本掛金およびその払込期間に応じて計算された基本退職一時金額 + 過去勤務掛金およびその払込期間に応じて計算された基本退職一時金相当額 + **加算給付額**

この制度についての  
お問い合わせは

## 浜松商工会議所 会員共済課

〒432-8501 浜松市中区東伊場 2-7-1  
TEL 053-452-1113 FAX 053-452-6685

〈URL〉

<http://kyosai.net>

〈E-mail〉

[kaiin@hamamatsu-cci.or.jp](mailto:kaiin@hamamatsu-cci.or.jp)

# お申し込み手続きについて

ご加入手続きの詳細については、  
委託生命保険会社の推進員または  
浜松商工会議所会員共済課へ  
おたずねください。

## 掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行	三菱UFJ信託銀行
りそな銀行	みずほ信託銀行
三井住友銀行	静岡中央銀行
三菱UFJ銀行	愛知銀行
静岡銀行	名古屋銀行
スルガ銀行	浜松磐田信用金庫
清水銀行	遠州信用金庫

※金融機関名は2020年7月現在のものです。

## 委託保険会社

大同生命保険株式会社（事務幹事会社）  
大樹生命保険株式会社（副幹事会社）  
アクサ生命保険株式会社  
第一生命保険株式会社  
住友生命保険相互会社  
富国生命保険相互会社

※上記委託保険会社に委託割合に応じた資産の運用を委託しております。  
なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。  
（上記の委託保険会社は2020年7月現在のものです。）

（事務委託会社）日本システム収納株式会社

## 『個人情報に関するお知らせ』

浜松商工会議所（以下「本会議所」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等）を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

**当共済制度は生命保険会社と締結した  
新企業年金保険契約に基づき運営しています。**

このパンフレットは、2020年7月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。

担当会社・推進員名